

横浜市市庁舎移転新築工事に係る設計・施工一括発注方式実施に関する取扱要綱

制 定 平成27年6月8日 財契一第733号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市市庁舎の移転新築工事（以下「本工事」という。）を設計と施工を一括して発注するに当たり、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（平成6年3月施行。以下「工事請負入札取扱要綱」という。）等の特例を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 市長は、本工事において工事請負入札取扱要綱第18条に規定する入札参加資格に加えて、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として定めることができる。

- (1) 横浜市新市庁舎整備に伴う事業準備支援業務委託の受託者又はこれらの者と資本面又は人事面において関連があり、競争性を害するおそれがあると認められる者でないこと。
- (2) 設計に関する入札参加資格で、次に掲げる事項
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所の登録に関すること。
 - イ 技術者の配置に関すること。
 - ウ 同種設計の実績に関すること。
 - エ その他設計に関して市長が特に必要と認めること。

2 市長は、入札に参加しようとする者が設計を自ら実施しない場合、次に掲げる要件を満たす者に、設計を委託することを入札参加資格として設定することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (4) 入札公告及び入札説明書で示す日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定、以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者（次項に定めるものを除く。）であること。
- (5) 前項各号に掲げること。

3 市長は、工事請負入札取扱要綱第18条第2号の規定にかかわらず、指名停止を受けている者のうち、指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本工事の入札にあたって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加させることができる。

4 第2項に掲げる者の要件、提出する資料等については、入札公告等により明示するものとする。

(契約の相手方の制限)

第3条 契約事務受任者は、指名停止等措置要綱第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者を当該入札に係る落札者として定めることができる。

- (1) 開札後の軽微な事由により指名停止を受けた者
- (2) 指名停止を受けている者のうち指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本工事の契約に支障がないと認める者

(予定価格の公表)

第4条 予定価格は、横浜市工事請負契約に係る予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の公表要綱（平成16年4月施行）第3条第2項の規定にかかわらず、入札執行前に公表するものとする。

(調査基準価格の設定等)

第5条 本工事における調査基準価格は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成16年4月施行。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第2条第2号に基づき、予定価格に10分の7から10分の9.5の範囲内で契約事務受任者が定める割合を乗じて得た額とする。

2 本工事において、低入札価格取扱要綱第4条第4号は適用しないものとする。

(積算疑義申立て)

第6条 本工事において、工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（平成23年4月施行）は適用しないものとする。

(総価契約単価合意方式)

第7条 本工事において、横浜市工事請負契約に係る総価契約単価合意方式試行要領（平成26年11月制定）は適用しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。